

デックスガレリア及びその他共用部における利用条件について

香川県より令和2年9月15日に公表・改正された「催物（イベント等）の開催にあたっての留意事項について」を踏まえ、デックスガレリア及びその他共用部における利用条件について、下記のとおりとさせていただきます。

記

【適用開始日】

令和2年9月19日（土）

【対象施設】

デックスガレリア、その他共用部

【利用条件】

1. 利用人数の制限

デックスガレリア及びその他共用部における最大利用可能人数は、人と人との十分な間隔（1～2m）を確保できる人数となります。

2. 基本的な感染症拡大対策

- 1) 人と人との間隔は十分な間隔（1～2m）を空ける。
- 2) 入場時等に検温を実施し、イベント参加者の連絡先等の把握の徹底。
- 3) 入口及び施設内に手指の消毒液を設置する。
- 4) マスクの着用を義務付ける。（従業員及び入場者全て）
- 5) 施設の換気と消毒
- 6) コロナ接触確認アプリ「COCOA」及び「かがわコロナおしらせシステム」のインストールを促す
- 7) 発熱等の症状がある場合の適切な対応

3. 別紙「デックスガレリア及びその他共用部での屋外イベント開催時におけるコロナ感染防止対策の徹底について【チェックリスト】」の確認及び誓約をいただきます。

イベント等を開催する際には、事前に【チェックリスト】をご記入の上で、打合せまでにご提出いただき、記載の各項目の実施を徹底していただきますようお願いいたします。
チェックがない場合は、利用をお断りする場合があります。

以上

デックスガレリア及びその他共用部での屋外イベント開催時における

コロナ感染防止対策の徹底について【チェックリスト】

【主催者様が実施する対策・対応】

基本的な対策・対応

- ☐ 人と人との間隔は、十分な間隔（1～2m）を空ける（入場時の整列、席配置、休憩ベンチ等）
- ☐ 会場入り口等にアルコール消毒液や、非接触型体温計を設置する
- ☐ 参加者及びスタッフのマスク着用を徹底する（舞台イベント等の演者については要相談）
- ☐ 発熱等の症状がある等、以下に該当する方の入場制限を行う
 - A) 37.5度以上の発熱がある方
 - B) 咳・咽頭痛等の症状が認められる方
 - C) 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域等への渡航並びに当該国・地域の在住者と濃厚接触がある方
 - D) 過去2週間以内に発熱や感冒症状で受診や服薬等をした人及び過去2週間以内に同様の症状にある人との接触歴がある方
 - E) その他、感染の疑いの不安がある方
- ☐ 参加人数が利用条件を超えないよう、入場制限を行う
 - 【利用条件】屋外イベント：十分な間隔（1～2m）を確保すること
- ☐ 入退場に時間差を設けたり、トイレ休憩時間を長くしたりするなど、密集を避ける時間割を計画する
- ☐ 必要に応じ「『新しい生活様式』の実践例」や業種ごとの関係団体が作成したガイドラインを確認する
- ☐ 入場予定人数を把握し、氏名・連絡先等の把握（名簿の作成等）を行う
- ☐ 感染症防止対策及び発症者が出た場合の対応手順を決め、関係者に周知する
- ☐ 会場利用中及び利用後、2週間以内にスタッフや入場者にコロナウイルスの感染が疑われる症状が現れた場合は、当該施設管理者を含め入場者や関係先へ連絡する（施設管理者：高松シンボルタワー管理協議会 087-811-1676）

会場レイアウトにおける対策・対応

- ☐ コロナ対策を講じた会場レイアウト及びコロナ対策をまとめた計画書を作成し、事前に施設担当者と確認する
- ☐ 不特定多数の方の会場内立入りが想定される場合は、出入口箇所を限定し人の流れを一方通行にすることや、人の滞留が発生しないような動線計画を検討する
- ☐ 必要に応じて、人と人が対面する場所はパーテーションやビニールカーテンを設ける（受付コーナーや物販コーナー等、人との対面が発生する箇所）

【参加者様への周知を伴う対策】

- ☐ マスク着用や咳エチケット、ソーシャルディスタンス確保を周知徹底する
 - ☐ 頻繁な手洗いや手指の消毒の呼びかけをする
 - ☐ 長時間の滞在や、イベントの前後・休憩時間等における交流等を極力控えるように周知する
 - ☐ コロナ接触確認アプリ「cocoa」及び「かがわコロナおしらせアプリ」の対応協力を周知する
 - ☐ その他、前述の【主催者様が実施する対策・対応】の実施について周知徹底し、協力を求める
- 上記内容を確認の上、施設を利用します。

記入日 ： 令和 年 月 日

主催者名 ：

担当者名 ：

緊急連絡先 ：

※以上の個人情報に関しては、保健所および新型コロナウイルス感染症対策本部から要請があった場合に限り開示することができますが、感染拡大予防の目的以外に使用することはありません。

※以下につきましては、施設管理者において対応いたします。（管理者記入欄）

- ☐ 手すり、トイレ、ロビーなどの共用部を開場前に消毒する